



第3次 涌谷町地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)

社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

目 次

地域福祉活動計画の答申を受けて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
涌谷町地域福祉活動計画の策定に寄せて・・・・・・・・・・	2
第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 計画策定の主旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定手法	
5 地域福祉を取り巻く状況と課題	
第2章 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 基本理念	
2 活動方針	
3 計画の体系	
4 計画の進捗管理	
第3章 活動方針と取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1 活動方針	
・活動方針Ⅰ	
・活動方針Ⅱ	
・活動方針Ⅲ	
2 各行政区の取り組み	
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1 用語解説	
2 SDGs（持続可能な開発目標）について	
3 地域福祉活動計画策定のための住民ワークショップ（結果概要）	
4 第3次地域福祉活動計画の策定に向けたアンケート（結果概要）	
5 涌谷町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	
6 涌谷町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	
7 涌谷町地域福祉活動計画職員検討部会設置要綱	
8 涌谷町地域福祉活動計画職員検討部会名簿	

地域福祉活動計画の答申を受けて

この度第2次涌谷町地域福祉活動計画が令和3年度をもって終了することに伴い、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第3次涌谷町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

計画策定にあたっては職員7名による検討部会を設置するとともに、地域福祉活動計画策定委員会を設置し、地域福祉活動実践者、学識経験者、保健福祉機関等担当者、宮城県社会福祉協議会担当者の方々15名を委員に委嘱して調査・検討を重ねていただき、ここに答申を受けたところであります。委員の皆様にはたくさんの貴重なご意見をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

また、計画策定のための住民ワークショップ及びアンケート調査の実施にあたりましては、ご協力をいただいた各行政区の代表の方々、そして前回に引き続き今回もその取りまとめをしていただいた東北福祉大学都築光一教授と学生の皆さんにも深く感謝申し上げます。

さて、今日の地域社会が抱える福祉課題や生活課題は多様化、複雑化してきており、また毎年のように発生する大規模自然災害、さらには未だに収束の兆しが見えてこない新型コロナウイルス等、地域福祉を取り巻く環境は非常に厳しい状況下にあります。こうした中、国は「地域共生社会」の実現を目指し包括的支援体制の構築を推進し、令和2年には社会福祉法を改正して重層的支援体制の整備という施策を掲げました。涌谷町ではいち早くこの事業に着手し、当社協においても町からの委託を受けて既に事業に取り組んできたところですが、本計画においてもこうした方針を念頭に置き、町の「涌谷町地域福祉計画」との整合性を図りながら策定をいたしました。

本計画の実践にあたっては今までにも増した町民参加、住民主体による地域福祉の推進を図り、基本理念に掲げた「住民同士が支えあい、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を目指して参りますので、町民皆様のみすますのご支援ご協力をお願い申し上げまして結びといたします。

令和4年3月

社会福祉法人 涌谷町社会福祉協議会
会長 高橋 俊吾

涌谷町地域福祉活動計画の策定に寄せて

この度第3次涌谷町地域福祉活動計画が策定されましたことを、心から喜ばしく思います。社会状況が大きく変転し、加えて新型コロナウイルスの感染拡大という制約を受けている中であっても、涌谷町における地域福祉の推進は、地域の皆様方の創意工夫によって、一步一步着実に歩みを進めることができていると思います。

涌谷町の地域福祉の状況は、ここ数年で飛躍的に推進が図られてきました。特に地域福祉推進にかかるモデル地区の取り組みなど、それぞれの地区の特徴を活かした取り組みが展開され、行政区単位で地域づくりが積極的に実施されるようになってきていることは、今後の取り組みのあり方について大いに参考になるものと思われます。

行政区による地域福祉活動は、今後一層の充実が求められます。その実現のためにも地域の皆さん方の取り組みを、社会福祉協議会が支え支援していくことが求められます。この地域福祉活動計画は、こうした町民の皆さん方が求める地域づくりの活動について、様々な調査等を通じてこれからのあり方について、町民の皆さん方が考えている内容をまとめたものです。

計画を策定するにあたって、各種の調査やインタビューなどに多くの皆さん方からご協力をいただきました。また会議では、各関係団体等を代表する方々から、様々なご意見を頂戴しました。本当にありがとうございました。こうした皆様方の声によって、この計画書はでき上がっております。

それだけに、ここに計画された各種事業や活動は、地域の皆さん方を中心に地域の皆さん方のために実施される必要があります。そのためにも社会福祉協議会がしっかりと様々な活動を支え、町民の皆さんと共に、涌谷の福祉のまちづくりを進めることができるよう、期待するところです。

令和4年3月

涌谷町社会福祉協議会

地域福祉活動計画策定委員会

委員長 都 築 光 一

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の主旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定手法
- 5 地域福祉を取り巻く状況と課題



1 計画策定の主旨

涌谷町社会福祉協議会(以下「涌谷町社協」という。)は、地域福祉の推進を総合的かつ計画的に実施するため、これまでに涌谷町地域福祉活動計画～結ぶらん～(平成23年度～平成25年度)・第2次涌谷町地域福祉活動計画(平成29年度～令和3年度)を地域住民と共に策定してきました。また、涌谷町社協では「誰もがその人らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現」を基本理念として、住民参加、住民主体による地域福祉を推進してきました。

今日、地域社会における福祉課題は多様化、複合化し、加えて頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症等も加わり福祉活動の推進が難しい状況となっています。そして、平成27(2015)年9月には、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs:エスディージーズ)」が採択されました。これにより、国内においても「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むために、行政をはじめ、民間団体や企業においても積極的な取り組みが進められています。

また、国においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、各種政策の展開が進められ、市町村において属性や分野を超えた取り組みを柔軟に実施することが求められています。

涌谷町においても、こうした国際的・全国的な共通目標を意識しつつ、複合的な課題や狭間のニーズに対応し、子どもや障がい者、高齢者、生活に困窮している方を支える包括的な支援体制づくりを住民と共に考え、創り出していく必要があります。

涌谷町地域福祉活動計画(以下、「本計画」という。)は、社会情勢の変化や各種制度の動向等を踏まえつつ、前期地域福祉活動計画の取り組みを基に、新たな課題と涌谷町の地域特性を捉え、地域住民一人ひとりが住みなれた地域において安心して生活ができるよう、住民が主体的に地域福祉活動を推進するための活動計画として策定するものです。

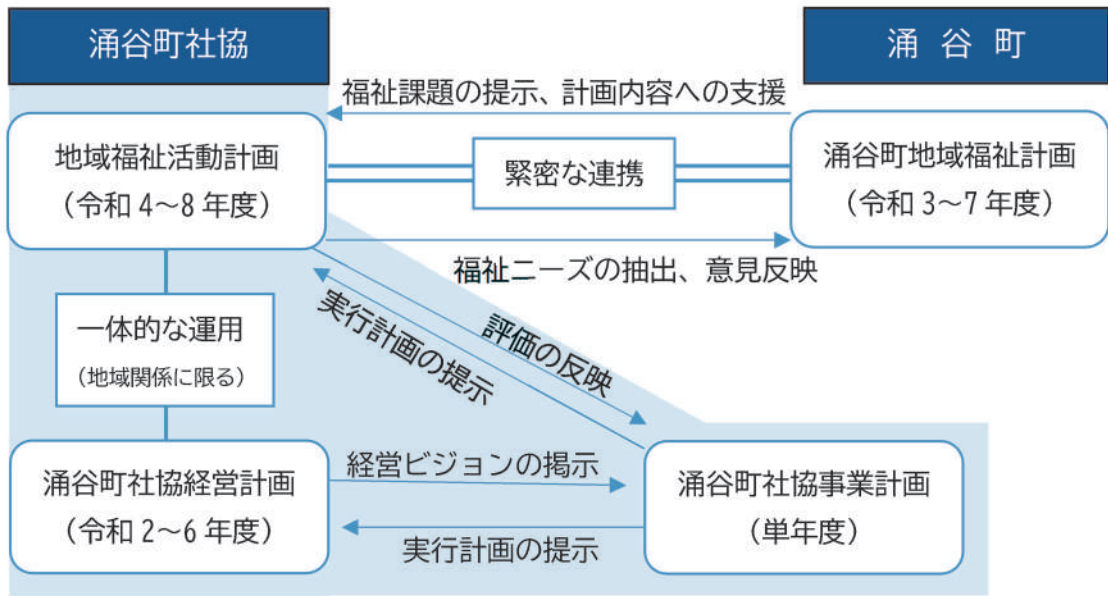
2 計画の位置づけ

本計画は、計画期間における地域福祉を推進する「基本理念」、「活動方針」に基づき、「実施計画」を明らかにし、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が互いに協力して住民主体による地域福祉の推進を目指す住民の行動計画として、位置付けるものです。

涌谷町社協の実施する事業については、住民の行動計画を支援する取り組みとして位置づけ、これまで以上に住民参加による地域福祉活動を推進するものとし

ます。

本計画の推進にあたっては、涌谷町が策定した行政計画（地域福祉計画等）と緊密な連携を図り推進するものとします。



3 計画の期間

本計画は、涌谷町地域福祉計画との計画期間の整合性を図り、令和4年度から令和8年度までの5年計画とします。但し、計画期間内においても、適時、評価・見直しを行うとともに、国や宮城県、涌谷町の動向及び社会経済情勢や福祉制度等の変化により必要となった場合にも見直しを行います。

【地域福祉活動計画と関連する主な行政計画等の計画期間】

年 度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
涌谷町総合計画	第 5 次(後期基本計画)				第 6 次					
涌谷町地域福祉計画	第 6 期				第 7 期					
涌谷町社協経営計画	第 1 次			第 2 次					第 3 次	
地域福祉活動計画	第 3 次				第 4 次					

4 計画の策定手法

(1)策定委員会の設置

本計画策定のため、地域福祉活動実践者、学識経験者、保健福祉機関担当者、宮城県社会福祉協議会担当者等から構成する「涌谷町地域福祉活動計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置し、基本理念や活動方針、実施計画などについて、計画の方向性や全体的な検討を行いました。【45 ページ参照】

(2)職員検討部会の設置

本計画策定のため、多様な視点による具体的検討を図るため、「涌谷町地域福祉活動計画職員検討部会」(以下、「検討部会」という。)を設置し、基本理念や活動方針、実施計画などについて、策定委員会が円滑かつ適切に進行されるよう検討を行いました。【48 ページ参照】

(3)地域福祉活動計画策定のための住民ワークショップ

涌谷町の地域福祉の現状と課題を把握し、本計画の基礎資料とすることを目的に、涌谷町 39 行政区の行政区長、民生委員児童委員、自治会長、地域福祉会長を対象に住民ワークショップを実施しました。

(実施協力:東北福祉大学 都築研究室)【37 ページ参照】

(4)第3次地域福祉活動計画の策定に向けたアンケート

「おらほの支えあいマップ `わくや、」(以下、「支えあいマップ」という。)の更新と併せて、涌谷町 39 行政区(協力:行政区長、民生委員児童委員、自治会長、地域福祉会長、自主防災組織代表者)を対象に質問紙によるアンケートを実施しました。【41 ページ参照】

5 地域福祉を取り巻く状況と課題

(1)数で見る涌谷町の地域福祉を取り巻く状況

項 目	数 値
行政区数	39 行政区(令和 4 年 2 月 28 日現在)
総人口	15, 148 人(令和 4 年 2 月 28 日現在)
男性	7, 435 人 ※外国人含む(令和 4 年 2 月 28 日現在)
女性	7, 713 人 ※外国人含む(令和 4 年 2 月 28 日現在)
外国人	男性 13 人 女性 38 人(令和 4 年 2 月 28 日現在)
年少人口(0～14 歳)	1, 381 人(令和 4 年 2 月 28 日現在)
生産年齢人口(15～64 才)	7, 964 人(令和 4 年 2 月 28 日現在)
高齢者人口(65 歳以上)	5, 803 人(令和 4 年 2 月 28 日現在)
65～74 歳	2, 988 人(令和 4 年 2 月 28 日現在)
75 歳以上	2, 815 人(令和 4 年 2 月 28 日現在)
高齢化率	37.4%(令和 3 年 3 月 31 日現在)
一般世帯総数	5, 994 世帯(令和 3 年 3 月 31 日現在)
65 歳以上がいる世帯	3, 432 世帯
〃 (単独世帯)	590 世帯
〃 (高齢夫婦のみ世帯)	632 世帯
18 歳未満の子どもがいる世帯	1, 247 世帯
要介護(要支援)認定者数	1, 032 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)
第 1 号被保険者	1, 013 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)
第 2 号被保険者	19 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)
身体障害者手帳交付者数	634 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)
療育手帳交付者数	184 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)
精神保健福祉手帳交付者数	89 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)
生活保護の状況	113 世帯 142 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)
民生委員児童委員数(定員数)	42 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)
ボランティア数(団体数・所属人数)	17 団体 523 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)
小学校数・中学校数・高等学校数	小学校 3 校、中学校 1 校、高等学校 1 校 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

引用:国勢調査、令和 3 年度宮城県内市町村社会福祉協議会便覧

情報提供元:涌谷町福祉課 他

(2)計画策定にあたり考慮すべき課題

地域福祉を取り巻く状況は、年少人口(0～14 歳)・生産年齢人口(15～64 歳)の減少、老年人口(65 歳以上)の増加による少子高齢化の進行や単独世帯の増加(65 歳以上高齢者のいる世帯の増加など)が見られます。特にひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加し、18 歳未満の子どもがいる世帯は減少するなど、地域における繋がりや支えあいに影響を及ぼす諸状況も見られます。

本計画の策定にあたり、その一端を明らかにするため、地域福祉活動計画策定のための住民ワークショップ、第 3 次地域福祉活動計画の策定に向けたアンケートを実施し、計画の方向性を明確にしました。【37 ページ～44 ページ参照】

また、策定委員会、職員検討部会の意見等から本計画を策定する上での、地域福祉の主な課題を次の 3 つに整理しました。

課題Ⅰ	住民自らが、地域福祉に関心を持ち、 理解が広がり、思いやりの心を育むことが必要
課題Ⅱ	住民自らの、活動や交流などへの参加を促進し、 支え合いの広がる地域づくりを推進することが必要
課題Ⅲ	住民自らが、活動や地域でつながり、 安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することが必要



第2章 計画の基本方針

- 1 基本理念
- 2 活動方針
- 3 計画の体系
- 4 計画の進捗管理



1 基本理念

前章で整理した課題から、本計画の基本理念を以下のようにします。また、本計画の基本理念は、住民が地域福祉やその課題に感心を持ち、お互いの人格や個性を尊重し、共に支え合い、助け合うことが必要不可欠であること、住民一人ひとりが地域の一員としての役割を持ち、住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくりという考え方を涌谷町地域福祉計画（第 6 期）と共有するため、以下のとおりとします。

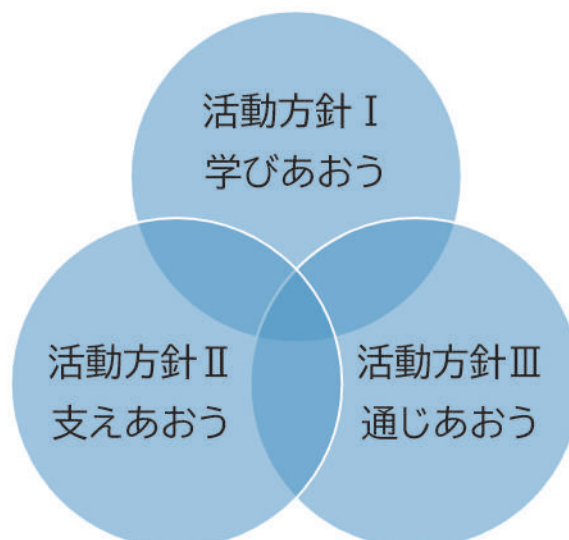
住民同士が支え合い、誰もが自分らしく

安心して暮らせるまちづくり

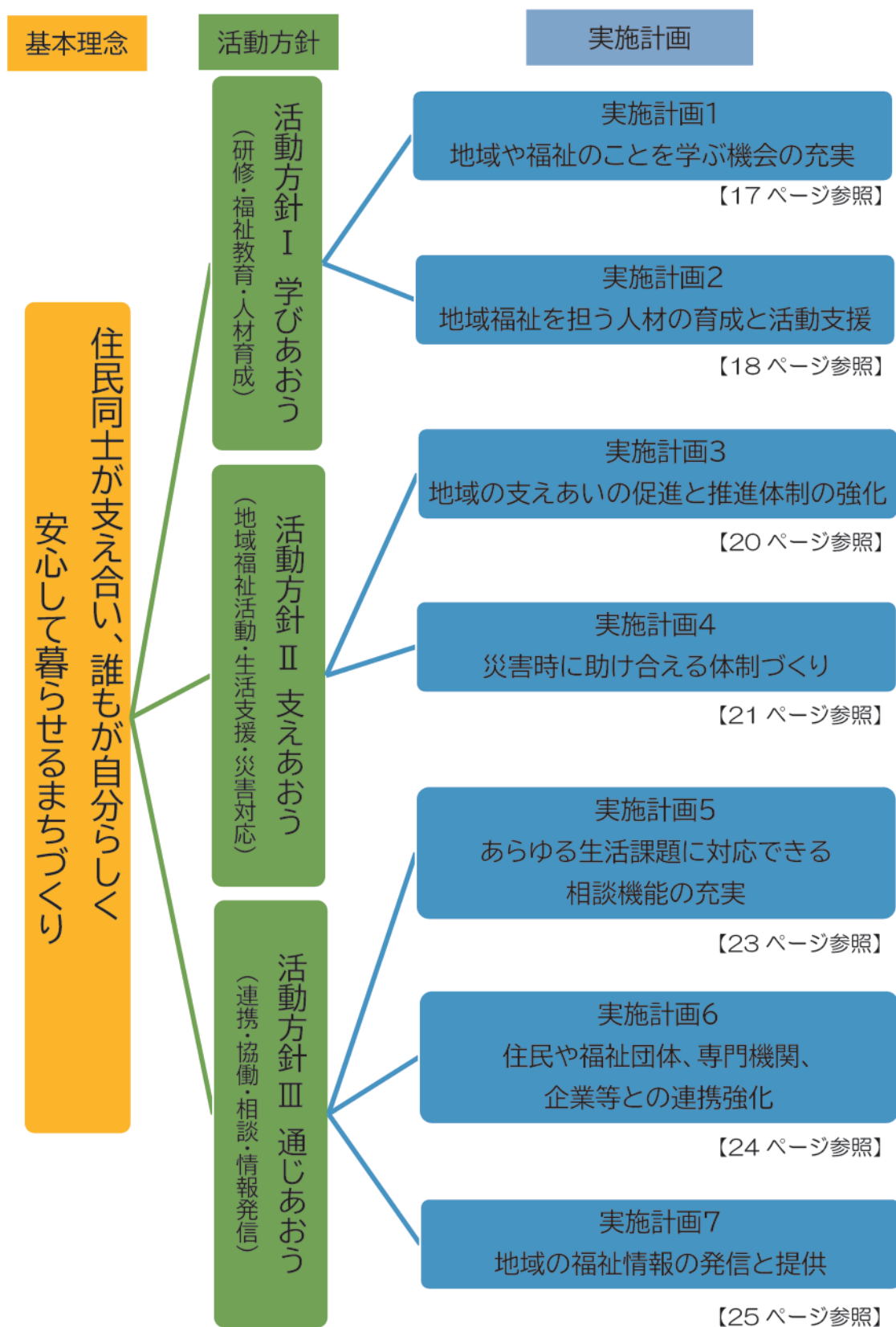
2 活動方針

基本理念の実現に向けて、具体的な取り組みの活動方針を掲げます。本計画の「住民の行動計画」としての位置づけから、地域に潜在する福祉課題の表出化及び解決に向けて、住民の主体的な取り組みと住民同士の繋がりによる活動の伝播のためのキーワードとして、以下のとおり「学びあおう」「支えあおう」「通じあおう」を掲げます。

また、涌谷町社協の事業や取り組みは住民の主体的な活動を支援するものとして考えます。



3 計画の体系



4 計画の進捗管理

本計画に掲げる基本理念の実現に向けては、活動方針に沿って住民自らの参加と活動を推進するとともに、その活動を支援する涌谷町社協の事業等が確実に実施・推進されているか、十分な効果をあげているか等の観点から、評価・見直しをしていく必要があります。

評価・見直しの手段として、本計画の策定委員を中心とした「第3次地域福祉活動計画評価・推進委員会」を設置し、計画の実効性を高め、地域の実情の変化により即した活動の展開ができるよう年度毎に評価を行います。

本計画では、各実施計画において、事業の目的や事業展開範囲ごとのねらいや働きかけを明確にし、目的をどの程度達成できたか、町全体の地域福祉推進にどの程度寄与できたかを評価する体制を整えます。併せて、広報紙やホームページを始めとした様々な方法で、本計画の普及啓発を図ります。

計画期間(5年間)におけるPDCAサイクル(PPLAN(計画) DO(実行) CHECK(評価) ACTION(見直し)は下表のとおり進めます。

評価・推進委員会	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
第3次計画	評価				計画終了					
第4次計画						評価				計画終了
毎年の評価を 単年度事業計画に反映										
策定委員会	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
第3次計画	実施				計画終了					
第4次計画					策定	実施				計画終了
評価の積み上げを 次期計画に反映										

第3章 活動方針と取り組み

1 活動方針

- ・活動方針Ⅰ 学びあおう
- ・活動方針Ⅱ 支えあおう
- ・活動方針Ⅲ 通じあおう

2 各行政区の取り組み



■本章の見方

第3章では、活動方針と実施計画の詳細を16ページから25ページに記載しています。本章の見方(14ページ～15ページ)を参考にご覧ください。

活動方針Ⅰ 学びあおう

《活動方針Ⅰの方向性》

人口減少による担い手の不足や後継者不足、地縁、つながりが弱まっているなかで、認知症や様々な障がいなどを理解しあえる関係づくりを進め、地域や福祉の地域共生社会の実現に繋がる重要なことです。地域で、支え合いづくりにつながります。

学びや理解がきっかけとなり、人と人、人と社会がつながり支え合う地域の福祉活動を推進するため、地域の人材育成に取り組みます。

活動方針ごとに課題と方向性を示しています。

《実施計画》

1 地域や福祉のことを学ぶ機会の充実



目標達成に向けた実施計画ごとに関連するSDGs(35ページ～36ページ)のマークを示しています。

2 地域福祉を担う人材の育成と活動支援





実施計画1 地域や福祉のことを学ぶ機会の充実

展開の目的

サロン活動、見守り活動、在宅高齢者・障がい者などへのボランティア活動など、地域福祉活動に興味・関心を持ち、参加していくために各種講座や研修などを充実し機会の創出を図ります。
また、町内の学校や関係機関と連携・協力し、福祉に関する学習の機会を設けます。

実施計画ごとにその目的を記載しています。

具体的な推進内容

【地域で取り組むこと】

- ① 涌谷町社協等が企画する研修会等へ積極的に参加します。
- ② 身近な人の困りごとや地域の生活課題について関心を持ち、身近な環境で学ぶことができる場（サロン活動の中での講話や勉強会など）を設けます。〔住民・団体〕

【社協が取り組むこと】

- ① 涌谷町社協の職員が地域に足を運び、身近な地域の様々な福祉課題について、地域住民自身ができることを共に考える機会を設けます。
- ② 町内における住民主体の取り組みを広める機会（フォーラムなど）を通じて、福祉活動、ボランティア活動につながるような研修会・講座等を開催します。
- ③ 町内の学校等に出向き、子どもを対象に福祉に関する学習の機会を設け、理解啓発を行い、包括的な理解と将来の福祉人材（財）の育成を図ります。

地域活動の基盤となる「地域で取り組むこと」と、それらを支援する「社協が取り組むこと」を分けて記載しています。

また、「地域で取り組むこと」では、主に「住民」なのか「（福祉関係）団体」や「企業」なのかも記載しています。

連携・協働する主な社会資源

学校、教育委員会、PTA、保護者会、自治会、行政区長、民生委員、地域福祉会、ボランティア、障害者自立支援協議会、福祉協議会等

連携・協働する必要がある、もしくはそうすることでより活動が充実する可能性のある社会資源を記載しています。

年次計画	年度	R4	R5	R6	R7	R8
	地域①	拡充・実施	→			振り返り
	地域②	実施	→	拡充	→	振り返り
	社協①	実施	→			振り返り
	社協②	実施	→			
	社協③	実施	→	拡充	→	

具体的な推進内容で示した取り組みを計画期間でどのように進めるかを記載しています。

町地域福祉計画 関連基本施策

1-1 心のバリアフリー化の推進 3-3 人権・権利擁護体制の強化

密接な関係にある「第6期涌谷町地域福祉計画」に記載されている基本施策のうち、関連のあるものを示しています。
例：1-1 心のバリアフリー化の推進 ※数字は基本施策の番号。

活動方針Ⅰ 学びあおう

《活動方針Ⅰの方向性》

人口減少による担い手の不足や後継者不足、地縁、血縁などといった地域のつながりが弱まっているなかで、認知症や様々な障がい、子育てにおける孤立などを理解しあえる関係づくりを進め、地域や福祉のことを知り、学ぶことが地域共生社会の実現に繋がる重要なことです。地域の中で理解が広がることで、支え合いづくりにつながります。

学びや理解がきっかけとなり、人と人、人と社会がつながり支え合う地域の福祉活動を推進するため、地域の人材育成に取り組みます。

《実施計画》

1 地域や福祉のことを学ぶ機会の充実



2 地域福祉を担う人材の育成と活動支援





実施計画1 地域や福祉のことを学ぶ機会の充実

展開の目的

サロン活動、見守り活動、在宅高齢者・障がい者などへの生活支援活動、ボランティア活動など、地域福祉活動に興味・関心を持ち、参加につなげていくために各種講座や研修などを充実し機会の創出を図ります。

また、町内の学校や関係機関と連携・協力し、福祉に関する学習の機会を設けます。

具体的な推進内容

【地域で取り組むこと】

- ①涌谷町社協等が企画する研修会等へ積極的に参加します。〔住民〕
- ②身近な人の困りごとや地域の生活課題について関心を持ち、地域住民が身近な環境で学ぶことができる場（サロン活動の中での講話や勉強会、研修など）を設けます。〔住民・団体〕

【社協が取り組むこと】

- ①涌谷町社協の職員が地域に足を運び、身近な地域の様々な福祉課題に対して、地域住民自身ができることを共に考える機会を設けます。
- ②町内における住民主体の取り組みを広める機会（フォーラムなど）や地域福祉活動、ボランティア活動につながるような研修会・講座等を開催します。
- ③町内の学校等に出向き、子どもを対象に福祉に関する学習の機会を設け、理解啓発を行い、包括的な理解と将来の福祉人材（財）の育成に繋がります。

連携・協働する主な社会資源

学校、教育委員会、PTA、保護者会、自治会、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会、ボランティア、障害者自立支援協議会、福祉専門職

年次計画	年度	R4	R5	R6	R7	R8
	地域①	拡充・実施	→	→	→	振り返り
	地域②	実施	→	拡充	→	振り返り
	社協①	実施	→	→	→	振り返り
	社協②	実施	→	→	→	振り返り
	社協③	実施	→	拡充	→	振り返り

町地域福祉計画 関連基本施策

1-1 心のバリアフリー化の推進

3-3 人権・権利擁護体制の強化



実施計画2 地域福祉を担う人材の育成と活動支援

展開の目的

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることは、一人ひとりの困りごとや生活課題に対して支援を行うために重要です。

地域活動を担う住民等がつながり、交流し合うことで活動が継続されること、また、新たな活動が創出されるような人材育成を推進します。

具体的な推進内容

【地域で取り組むこと】

③地域での福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加します。また、活動の輪が広がるように声を掛け合い、多世代が共に活動できる仲間づくりや後継者等の育成に努めます。〔住民〕

④社協と協力し、既に実施する福祉活動の周知を行い、会員・協力者・ボランティアの確保・拡大を図ります。〔住民・団体〕

【社協が取り組むこと】

④地域活動の実践者やボランティア活動のリーダーとなる人材を育成するための講座や研修を行い、住民が主体的に活動できるよう支援を行います。

⑤社協・ボランティアセンターが持つ情報や活動・運営のためのノウハウ、ネットワークを活用し、活動者・団体の悩みや課題（後継者・担い手不足等）が解消するよう支援を行います。

⑥福祉団体、ボランティアグループ等への活動費の助成等の活動支援を行い、活動が継続・発展するよう支援を行います。

連携・協働する主な社会資源

自治会、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会、ボランティア、障害者自立支援協議会、福祉専門職

	年度	R4	R5	R6	R7	R8
年次計画	地域③	検討・実施	実施	→	→	振り返り
	地域④	検討・実施	実施	→	→	振り返り
	社協④	実施	→	検討・拡充	→	振り返り
	社協⑤	検討	実施	→	→	振り返り
	社協⑥	実施	→	→	→	振り返り

町地域福祉計画 関連基本施策

1-2 ボランティア活動の普及促進

2-3 多様な担い手の育成と活動支援

活動方針Ⅱ 支えあおう

《活動方針Ⅱの方向性》

誰かの悩みを地域の困りごととして捉え、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、支えあうことができるのが「地域」です。

日頃からの地域のつながりは、困りごとや悩みを解決に近づけるだけでなく、日常生活をも豊かなものにします。また、頻発する自然災害に直面したときなどに自分自身や家族だけでなく、多くの方の命を救うことにもつながります。

社会構造や暮らしの変化を踏まえながら、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることを目指します。

《実施計画》

3 地域の支えあいの促進と推進体制の強化



4 災害時に助けあえる体制づくり





実施計画3 地域の支えあいの促進と推進体制の強化

展開の目的

地域の様々な福祉課題に対して、涌谷町社協の委嘱する地域福社会長・福祉推進員を始め、自治会、行政区長、民生委員児童委員、健康推進員等が地域住民同士、関係機関とも連携しながら、行政区単位を基本とした地域づくりに向けて小地域福祉活動を進めることで、地域の支えあいを推進します。

具体的な推進内容

【地域で取り組むこと】

⑤誰もがその人らしく生活するために、多くの人が繋がり互いの理解が深まるよう集いの場を月2回以上設けます。〔住民〕

⑥地域の要支援者の支援体制づくり（あんしん連絡カード等）に積極的に取り組み、見守り体制づくりに努めます。〔住民〕

【社協が取り組むこと】

⑦各行政区・地区などで、住民が気軽に参加できるような集いの場づくりが展開できるよう支援します。（職員派遣、活動費助成等）

⑧地域生活課題の解決に向けた検討の場を設け、地域の困りごとを支える仕組みづくり（地域の見守り・支えあい活動、要支援者の支援体制づくり）を支援します。

⑨地域生活課題に対し、細やかな対応を展開するため、コミュニティソーシャルワークの技能を有した福祉専門職を配置し、円滑なコーディネートに努めます。

連携・協働する主な社会資源

自治会、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会、ボランティア、地域包括支援センター、協議体（わくや地域まるごと会議）、福祉専門職

	年度	R4	R5	R6	R7	R8
年次計画	地域⑤	検討・実施	実施	→	→	振り返り
	地域⑥	検討・実施	実施	→	→	振り返り
	社協⑦	実施	→	→	→	振り返り
	社協⑧	実施	→	→	→	振り返り
	社協⑨	検討・実施	実施	→	→	振り返り

町地域福祉計画 関連基本施策

2-1 ふれあい・交流の拠点・場づくり

2-2 地域福祉活動の推進体制の強化

実施計画4 災害時に助けあえる体制づくり

展開の目的

災害時の避難行動に支援が必要な高齢者や障がい者、子ども等が公助・共助の支えあいにより安全に避難し、生活が継続できるよう民生委員児童委員、自治会、企業、NPO、教育関係機関等と災害時に備えた体制を整えることが重要です。

発災後の住民生活を支えるため、発災前から関係団体・機関等の取り組みを共有し、災害時に備えたネットワークの強化を図ります。

具体的な推進内容

【地域で取り組むこと】

⑦支えあいマップの作成に積極的に取り組み、地域内での自主防災組織の体制づくりにつなげ、地域内での防災の機運を高めます。〔住民〕

⑧災害時の家族の役割、避難場所や連絡方法などを、日頃から家庭で話し合い、防災意識の向上に努めます。〔住民〕

【社協が取り組むこと】

⑩防災や災害ボランティア活動の推進、災害ボランティアセンター設置運営を目的とした研修や情報交換を行います。

⑪涌谷町災害時要配慮者支援チーム（町設置）への積極的な協力を行います。

⑫涌谷町地域防災計画に対応した体制を取ることができるよう、平時から災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の構築（支えあいマップの利活用）、福祉避難所運営等の整備を行います。

連携・協働する主な社会資源

自治会、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会、ボランティア、地域包括支援センター、自主防災組織、福祉わくわくネットワーク（福祉事業所連携推進会議）、NPO法人（町外含む）、福祉専門職

年次計画	年度	R4	R5	R6	R7	R8
	地域⑦	実施	→	→	→	振り返り
	地域⑧	実施	→	→	→	振り返り
	社協⑩	検討・実施	実施	→	→	振り返り
	社協⑪	実施	→	→	→	振り返り
	社協⑫	検討・実施	実施	→	→	振り返り

町地域福祉計画 関連基本施策

3-5 安全・安心なまちづくりの推進

活動方針Ⅲ 通じあおう

《活動方針Ⅲの方向性》

対象者別・機能別に整備された公的支援では、様々な分野の課題が絡み合っ
て複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要と
する状況にある場合、対応が困難になるケースが浮き彫りとなっています。個
別課題は地域の課題であり、制度の狭間にいる生活課題を抱える方が支え合い
の輪に入ることができるよう相談・解決につなげられるネットワークづくりを
図ります。

また、そのような中で地域福祉を推進するためには、身近な地域の中で活動
する住民や福祉団体、専門機関同士が連携することが重要です。地域課題やお
互いの想い・強みなどを共有し、連携を強化していくなかで、共通の課題に取り
組み、地域福祉の活動を広げます。特に、専門機関や企業等の社会貢献のため
の活動に対する関心の高まりに応える活動を推進します。

《実施計画》

5 あらゆる生活課題に対応できる相談機能の充実



6 住民や福祉団体、専門機関、企業等との連携強化



7 地域の福祉情報の発信と提供





実施計画5 あらゆる生活課題に対応できる相談機能の充実

展開の目的

制度の狭間や複雑化する福祉課題を抱えた方が、相談や支援につながりにくいという現状から、課題を早期に認識し、整理、解決へつなぐことができるよう、涌谷町社協や行政の福祉課を始め、包括的相談支援事業者・地域住民などが連携した、包括的な支援体制づくりをめざします。

具体的な推進内容

【地域で取り組むこと】

⑨近隣住民との挨拶や声がけを積極的に行い、生活の変化に気づきあえる関係づくりに努めます。〔住民〕

⑩支えあいマップの作成や見守り活動などを通して、地域で困っている方を早期発見し、安心した生活が送れるように、支援が必要な方を地域の民生委員児童委員や涌谷町社協等の相談窓口へ繋ぎます。〔住民〕

【社協が取り組むこと】

⑬地域の生活課題等について、相談しやすい、分野・属性を問わない相談体制づくり（一時的な相談支援、家計相談支援、行政手続きの支援等）を行います。

⑭涌谷町社協内でも制度の狭間にある課題等の共有を図り、地域や行政等への働きかけも含め、解決に向かう仕組みづくりを検討します。

⑮アウトリーチ等を通して継続的な支援を行い、相談者やその家族等が社会・支援機関とのつながりを構築できるよう伴走型の支援を行います。

連携・協働する主な社会資源

自治会、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会、包括的相談支援事業者、福祉事業所、福祉専門職

	年度	R4	R5	R6	R7	R8
年次計画	地域⑨	実施				振り返り
	地域⑩	検討・実施	実施			振り返り
	社協⑬	検討・実施	実施			振り返り
	社協⑭	検討	検討・実施	実施		振り返り
	社協⑮	検討・実施	実施			振り返り

町地域福祉計画 関連基本施策

3-1 困りごとの早期発見・早期対応

3-2 重層的支援体制の構築

3-3 人権・権利擁護体制の強化



実施計画6 住民や福祉団体、専門機関、企業等との連携強化

展開の目的

ボランティア団体・NPO・社会福祉法人・企業等、様々な団体・専門機関が地域活動を展開しています。これまで以上に地域福祉の充実を図るためには、各組織の強みを活かし弱み等をフォローしあえる組織同士のつながりづくりを図る必要があります。町内のボランティア団体・福祉関係事業所・企業・商工会等がつながり大きな力となり、地域と力を合わせることができるよう、地域活動の周知・連携・協働の場づくりを積極的に行います。

具体的な推進内容

【地域で取り組むこと】

⑪ボランティア団体・福祉関係事業所・企業等の団体・専門機関がその特性を活かした福祉活動を展開します。〔住民・団体・事業所等〕

【社協が取り組むこと】

⑯福祉分野における地域の課題等に対して、町内で活動する組織同士がつながり、新たな活動の創出や連携・協働した活動の展開等、活動が活性化できるように顔の見える関係づくりの場を設けます。

⑰企業や団体等から寄せられる、社会貢献活動への取り組みに関する相談等に対し、取り組み内容や地域のニーズなどに合わせて、町内での活動実施に必要なアドバイスやコーディネートを行い、支援します。

連携・協働する主な社会資源

自治会、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会、福祉事業所、企業、ボランティア、福祉団体、協議体（わくや地域まるごと会議）、福祉専門職

年度	R4	R5	R6	R7	R8
地域⑪	検討・実施	実施			振り返り
社協⑯	検討・実施	拡充			振り返り
社協⑰	検討・実施	拡充			振り返り

町地域福祉計画 関連基本施策

2-2 地域福祉活動の推進体制の強化



実施計画7 地域の福祉情報の発信と提供

展開の目的

住民等により主体的に展開される福祉活動に職員が積極的に出向き、活動の状況や福祉課題を把握し、課題解決に向かう中で、一部の住民（地域の役職者や福祉サービスを利用する方など）だけが福祉に関心を持つのではなく、活動の裾野を広げていくために、すべての世代や属性の方に対し、地域活動・ボランティアの情報を提供し、福祉活動が身近な町づくりをめざします。

具体的な推進内容

【地域で取り組むこと】

⑫自治体や涌谷町社協、福祉関係機関の広報を自らに関係のあるものとして捉え、隣近所、地域の話題にします。〔住民・団体・事業所等〕

⑬行政区単位で福祉に関する情報（広報紙等）を地域住民に対し発信します。〔住民〕

【社協が取り組むこと】

⑱幅広い世代の方に福祉情報を提供するために、ホームページやSNSを活用します。また、地域住民の手元まで届く情報提供として、社協だよりの発行回数・内容の充実、事業毎にチラシ等の作成に努めます。

⑲地域の活動や各種イベントへ職員が出向いて、地域性に応じた情報の提供やPR活動を行います。

⑳地域住民が作成する福祉に関する広報紙等の作成を支援（印刷機材・福祉情報の提供）します。

連携・協働する主な社会資源

自治会、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会、企業、包括的相談支援事業者、福祉事業所、福祉専門職

年次計画	年度	R4	R5	R6	R7	R8
	地域⑫	実施	→	→	→	振り返り
	地域⑬	検討・実施	実施	→	→	振り返り
	社協⑱	検討・実施	実施	→	→	振り返り
	社協⑲	実施	→	→	→	振り返り
	社協⑳	実施	→	→	→	振り返り

町地域福祉計画 関連基本施策

1-1 心のバリアフリー化の推進

2 各行政区の取り組み

本計画の策定にあたり、行政区単位で実施した「第3次地域福祉活動計画の策定に向けたアンケート」（協力：自治会長、行政区長、民生委員児童委員、自主防災組織代表、地域福社会長）の行政区毎の結果（「地域（行政区）で今後取り組みたいこと」のみ）については下表のとおりとなりました。

「後継者探し・育成」「活動の担い手不足」に次いで「集いの場づくり」「空き家対策」について今後取り組みたいと回答する地区が多数となりました。

同章に実施計画として「地域で取り組むこと」を記載していますが、涌谷町における地域活動の基礎は行政区単位の活動であり、社協としても関係機関等と連携し、その活動が継続的かつ発展的に実施できるよう支援を行います。

行政区	地域（行政区）で今後取り組みたいこと（優先順位1位：◎、優先順位2位：○）															
	集いの場づくり	後継者探し・育成	活動の担い手不足	空き家対策	互近所の助け合い	ひきこもり支援	生活困窮者（世帯）の支援	買い物難民支援	移動困難支援	災害時の体制づくり	ゴミ捨て支援	ゴミ屋敷対応	ヤングケアラーへの支援	老老介護・介護難民への支援	虐待防止（高齢・児童等）	8050世帯への支援
1		◎												○		
2の1		○						◎								
2の2			◎	○												
2の3	◎				○											
3			○							◎						
4		◎	○													
5の1	◎	○														
5の2														◎		○
6			◎							○						
7				◎		○										
8	○								◎							
9の1											◎					
9の2		◎	○													
9の3	◎							○								
八雲		○			◎											
10		◎	○													
11				○	◎											

行政区	地域（行政区）で今後取り組みたいこと（優先順位1位：◎、優先順位2位：○）															
	集いの場づくり	後継者探し・育成	活動の担い手不足	空き家対策	互近所の助け合い	ひきこもり支援	生活困窮者（世帯）の支援	買い物難民支援	移動困難支援	災害時の体制づくり	ゴミ捨て支援	ゴミ屋敷対応	ヤングケアラーへの支援	老老介護・介護難民への支援	虐待防止（高齢・児童等）	8050世帯への支援
下小塚	○		◎													
上小塚		◎	○													
黄金			○							◎						
日向	○									◎						
下町		◎												○		
城山		◎							○							
上町			◎	○												
上谷地			◎	○												
下郡		◎	○													
上郡1		◎	○													
上郡2		◎	○													
長根		◎	○													
小里				○							◎					
岸ヶ森		◎		○												
脇		◎												○		
成沢		○	◎													
太田	◎				○											
籠岳		◎	○													
吉住			◎						○							
猪岡		◎	○													
短台		◎												○		
大谷地	○		◎													
計(◎)	4	16	8	1	2	0	0	1	1	3	2	0	0	1	0	0
計(○)	4	4	12	6	2	1	0	1	2	1	0	0	0	4	0	1

※優先順位1位のみの行政区もあります。

資 料 編

- 1 用語解説
- 2 SDGs（持続可能な開発目標）について
- 3 地域福祉活動計画策定のための住民ワークショップ
 - ・ 調査概要
 - ・ 調査結果
- 4 第3次地域福祉活動計画の策定に向けたアンケート
 - ・ アンケート概要
 - ・ アンケート結果
- 5 涌谷町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 6 涌谷町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
- 7 涌谷町地域福祉活動計画職員検討部会設置要綱
- 8 涌谷町地域福祉活動計画職員検討部会部会員名簿

《用 語 解 説》

本計画内の専門用語や事業等について解説・説明します。

【4 ページ】

社会福祉協議会	社会福祉協議会(通称＝社協)は住民の皆さんを会員とし社会福祉のために活動する社会福祉法人格をもった民間の福祉団体です。その活動は、豊かな地域社会づくりをめざし、住民主体を活動の基盤とした地域福祉活動、ボランティア活動の推進、福祉の啓発活動などです。
地域福祉活動計画	住民主体の地域福祉活動やボランティア活動、さまざまな団体・グループによる地域福祉活動などを踏まえて、今後の活動の理念、方向性と活動の内容、方法などを示す計画です。
持続可能な開発目標 (SDGs)	SDGs とは、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(行動計画)」にて記載された平成 28(2016)年から 2030 年までの国際目標です。【36 ページ参照】
地域共生社会	「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

【5 ページ】

地域福祉計画	地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする計画です。
涌谷町社協経営計画	涌谷町社協職員一人ひとりが社協本来の価値観や考え方をあらためて認識し、アイデンティティの醸成と職員相互の相乗効果を生み出し、地域住民・利用者のニーズに応えられるよう地域福祉の推進とサービスの質の向上につなげていくことを目指した計画です。

涌谷町社協事業計画	涌谷町社協の単年度の事業内容等を記載した計画です。涌谷町地域福祉活動計画・涌谷町社協経営計画における社協の取り組みを実行計画として提示しているものです。
涌谷町総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる行政運営の総合的な指針となる計画です。

【6 ページ】

住民ワークショップ	ワークショップとは、参加者個々が考え、お互い協力し合い、与えられたテーマを元に展開するスタイルの会議や共同作業のことです。
おらほの支えあいマップ `わくや、	見守りや支えあい活動を通した平時からの地域住民との関係づくりと、災害時の避難誘導や支援などへの活用を目指した、地域の福祉関係者と行政、社協が連携し作成する支えあい活動を円滑に進めるためのツールです。
行政区長	町行政の円滑な運営と行政区自治振興を図るために町行政と地域のパイプ役としての役割を担っています。
民生委員児童委員	民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。
自治会(長)	自治会は、互いに支え合い、明るく住みやすい安心して暮らせるまちをつくるために大切な役割を担っており、地域におけるコミュニティづくりの基盤となるものです。町内には、39 行政区のうち 29 の自治会があり、それぞれの地域でゴミステーションや防犯灯の設置・管理、子どもや高齢者の見守りなど、さまざまな活動が行われています。また、地域の課題を、個人や家庭だけでなく、地域に暮らすみんなで話し合い、解決していくことも、自治会の役割です。
地域福祉会(長)	地域福祉会は、社協の円滑な運営を図るため、地域福祉活動を推進することを目的に各行政区に設置しています。地域福祉会長と福祉推進員で構成し、任期はそれぞれ 2 年です。

自主防災組織	防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織です。自主防災組織は、災害発生時に、災害による被害を防止し軽減するため、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として結成されます。
--------	---

【11 ページ】

福祉教育	普段の生活や学習の中で「ふくし」を学ぶことを福祉教育といいます。「ふくし」とは「自分のしあわせ」と「みんなのしあわせ」をともに考え、実現に向けて実践していくことです。さまざまな活動を通して相手のことをよく知り、自分のことも知るという「人がともに生きる」学習ともいえます。
------	---

【12 ページ】

PDCAサイクル	業務管理における継続的な改善方法で、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(見直し)」の 4 段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法です。
----------	---

【17 ページ】

フォーラム	テーマや趣味など共通の話題に関する情報を交換し合う会合のことです。涌谷町社協では地域福祉に関するフォーラムを開催しています。
ボランティア	ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っています。
福祉人材(財)	福祉・介護・保育人材を総称して「福祉人材」といいます。社会福祉法人や福祉関係事業所で働く職員だけを指すのではなく、地域で活躍する福祉活動の実践者(ボランティアなど)も福祉人材(人財＝宝物のように大切な人)としています。

福祉専門職	子どもや障がい者、高齢者など誰もが身近な地域で、お互いを支えあい、尊重しながら、安心して暮らすことができるよう、支援を行う中心的な役割を担う専門家です。生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーもその一つです。
障害者自立支援協議会	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている会議体です。
バリアフリー	バリアフリーは「障がいのない」「境のない」「障壁がない」といった意味を持っています。年齢的特徴、身体的能力、意識的にみられるバリア(障壁)の要素を取り除くことで、高齢者や障がい者でも関係なく、誰もが過ごしやすい環境を整えることが大切です。
権利擁護	誰もが有する人間としての権利を守るため、認知症などを持つ高齢者や障がい者等、判断能力にハンディを抱えた方たちをその擁護者や代弁者が支援することです。成年後見制度はその一つです。

【18 ページ】

会員	社協の組織は、住民会員制をとっていて、住民の皆さんに会員として参加、協力していただくことで支えられています。
福祉団体	社会福祉法人を「社会福祉事業を行う民間団体」と指す場合もありますが、本紙での福祉団体は、地域福祉活動の推進に寄与する法人格の有無や規模の大小を問わない組織です。例：ボランティアの会、介護家族の会など

【20 ページ】

あんしん連絡カード	ひとり暮らし高齢者などに対し、緊急時にすぐに連絡でき、適切な対応ができるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報が記入できる「あんしん連絡カード」を行政区単位で地域福祉会等を中心に作成・配付しています。
コミュニティソーシャルワーク	地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践のことです。

コーディネート	相談や業務の流れを円滑に調整すること。相談援助等において、他の職種の人との調整役をコーディネーターといいます。
協議体 (わくや地域まるごと会議)	地域の多様な主体がメンバーとなり、地域の情報(資源や課題)を共有し、地域をより良くするためにどうしていくかを話し合う場です。必要な資源を考え、それを地域の中から探して育て、不足している資源を必要に応じて創り出す役割を持っています。 涌谷町では「わくや地域まるごと会議」という名称で涌谷町社協が設置・運営しています。

【21 ページ】

NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。 NPO は法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。
涌谷町災害時要配慮者支援チーム	地域の高齢者や障がい者に対して①安否確認・トリアージ・避難先の調整、②家族や地域の協力だけでは避難できない方に対する避難支援、③福祉避難所の運営などを行う災害時要配慮者支援チームを町で設置しています。支援チームは、協定に基づき、町福祉課職員と町内福祉事業所から派遣される協力員で構成されます。町内福祉事業所は、職員派遣、福祉車両提供、臨時休業等の情報提供等を行います。
災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンターは災害による被災者・被災地支援を目的に、ボランティア活動を効果的・効率的に行うために設置される災害復興支援に特化した臨時的ボランティアセンターです。

涌谷町福祉事業所連携推進会議 (福祉わくわくネットワーク)	町内の福祉事業所等の協力のもと、住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備並びに地域課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備等を進めることを目的に涌谷町社協で設置・運営しています。
--	---

【23 ページ】

包括的相談支援事業者	各分野の相談支援機関のことを指します。 〔地域包括支援センター(介護/高齢)、基幹相談支援センター(障がい)、利用者支援事業(子ども)、自立相談支援事業(生活困窮)〕
アウトリーチ	直訳すると、「外に手を伸ばす」ことを意味します。 福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言います。
重層的支援体制	介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備しています。

【25 ページ】

SNS	「Social Networking Service」の略で、インターネット上のコミュニティサイトのことです。ユーザーが情報発信できて、ユーザー同士でつながりを持つこともできます。プロフィールや写真の公開、メッセージの送受信、友達検索などの機能があります。個人だけではなく、企業も販売促進やマーケティングの手法として活用しています。 さまざまな種類がありますが、「LINE」「Facebook」「Instagram」などが代表的なものです。
------------	---



SDGs(持続可能な開発目標)について



「第3章 活動方針と取り組み」では、目標達成に向けた実施計画ごとに、関連する「SDGs（エスディージーズ）」のマークを示しています。

(1) SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標) とは
SDGs とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (行動計画)」にて記載された平成 28 (2016) 年から 2030 年までの国際目標です。

SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (具体目標) で構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

また、SDGs は発展途上国も、先進国も取り組む普遍的なものであり、日本国内でも、さまざまな地域で積極的に取り組まれています。

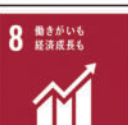
第 3 次涌谷町地域福祉活動計画は、5 年後を見据えて策定した計画です。住民同士が支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるような地域をつくるために地域活動に取り組むことで、国際目標である SDGs の一部と深くつながるものと考えています。

大きな目標を達成するために、何か大きなことをしなければならないということではありません。まずは、身近な地域で自分たちができることを考え、行動に移してみましよう。

(2) SDGs の目標の種類 SDGs の目標の種類

SDGs は「17 のゴール (目標)」と「169 のターゲット (具体目標)」で構成されています。ここでは 17 のゴールについてアイコンとともにそれぞれの内容を次ページで紹介します。

【17のゴール（目標）】

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する	 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	(外務省 仮訳)	

地域福祉活動計画策定のための住民ワークショップ (結果概要)

涌谷町の地域福祉の現状と課題を把握し、本計画の基礎資料とすることを目的に、涌谷町 39 行政区の行政区長、民生委員児童委員、自治会長、地域福祉会長を対象に住民ワークショップを実施。

○実施地区 西地区・東地区・簗岳地区
○実施日時 2021 年 10 月 8 日 13:30～16:00
9 日 9:30～12:00, 13:30～16:00
16 日 9:30～12:00

1,地区における課題

<地区共通>

- ・近所付き合いが少なく世代間交流が出来ていないため、各世代との連携がとれていなかったりコミュニケーションが不足したりしている(西・東・簗)。
- ・一人暮らしや認知症、引きこもりの高齢者がいるため、見守りの徹底やお助け隊の結成が必要(西・東)。
- ・イベント等の地域行事を開催しても参加する人が固定されつつあり、特に男性の参加率が低い(西・東)。
- ・若い世代で自治体の役員を担ってくれる人がいないことから後任が定まらず一人で複数の役を担うこともあり、活動に支障がでる(西・東)。
- ・お店が少なかったり車・免許を持たなかったりする高齢者がいるため、買い物に困っている人がいる(東・簗)。
- ・少子高齢化の進行により若者の地域離れや町の活性化に支障をきたしている(東・簗)。

<西地区>

- ・災害時、高齢者世帯や障害者世帯などをはじめとする災害弱者への対応が必要であり、そのための体制を整えるだけでなく、どのように支援するかが課題。

<東地区>

- ・空き家が多い。
- ・山間部に住む子供たちの通学が困難であり、歩く時間も長くなってしまう。
- ・難聴の方や障害のある方が家に引きこもりがちになっている。
- ・8050 問題がある。

< 簗岳地区 >

- ・独居老人がとても多く、亡くなって、空き家になるという流れが定着している。その空き家にハクビシンといった害獣が住み着き、農作物に被害を与えている。
- ・後継者が少なく、町の祭りの盛り上がりにも欠けている。

2, 課題解決のための方向性

< 地区共通 >

- ・見守り隊やお助け隊などを結成し、対話を通して関係づくりを行う。
また、場合によっては高齢者の家族とも情報共有を図る(西・東・簗)。
- ・世代間交流のためにお茶飲み会や清掃活動、運動会といった様々なイベントを開催して交流の場を設ける。
また、参加者がほかの住民のイベント参加を促す(西・東・簗)。
- ・空き家に関する問題は地域住民だけでは対応が難しいため、行政と相談するなどして維持・管理の要請を積極的に行う(東・簗)。

< 東地区 >

- ・役の統合を行い、先輩からの引継ぎを行うために、役員の期限を延長する。
役職を活かした環境づくりを進める。後継者を日頃から育てるという意識を持ち、若い人の声掛けを行い、世帯主から参加するように進めてもらう。

3, 課題解決に向け得た住民による取り組み

< 地区共通 >

- ・近隣住民の力も借りながら見守り活動の体制を整え、さりげない見守り活動や普段の対話・挨拶などを大切にする(西・東・簗)。
- ・様々なイベントを開催することで交流を図り、若者だけではなく男性の参加者を増やすような工夫をする(西・東・簗)。

< 西地区 >

- ・地域の中で関わり合いの場や集いの場を設けるため、交通安全や健康、防災といった興味がある、みんなが参加しやすい話題づくりやスマホ教室、子育て教育というような世代を超えて支え合える場をつくる。
- ・まずは自助を基本とし、支援を必要とする部分での共助を心がける。

<東地区>

- ・役職の統合を行い、役職の期限を 1～2 年程延長することにより、仕事を覚えても任期が満了してしまうという事態を防ぐ。負担を減らし、若者が役職に就けるような環境づくりを進める。
- ・有償のボランティアを募る体制を作り、日常的な支援を行う。

<麓岳地区>

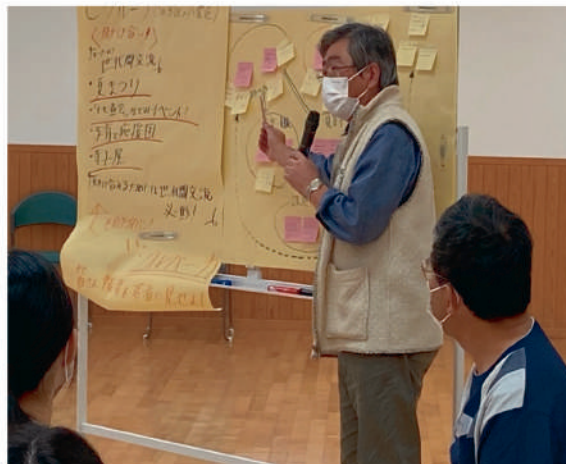
- ・空き家については所有者との連絡が取れないなどで手が付けようにもつけない状態。であり、取り組みとしては、定期的に持ち主への声掛けや草刈り・片づけなどの管理・整備を行う。
- また、鍵をかけることで家の中に動物が入ることを防ぐ。

4, 検討結果

- ・若者の参加を促すために具体的に何をするのか、どうするのかというより詰めた話し合いが必要であり、若者と高齢者をどのように交流させていくのかが課題。
- また、男性向けのイベントを開催したところで、一体どれくらいの人に参加するのか
- ・災害時の災害弱者への支援は住民だけで対応するには限界があると思うが、行政側と連携する場合、どのような支援体制を整備し役割を分担するのか。
- ・近いうちにコロナが完全に収束するとは考えられないため、イベントを簡単に開催出来ない今だからこそどう活動するのか。
- ・若者を取り込んだ見守り活動を行い、対象範囲の拡大を図ってはどうか。
- ・高齢化や過疎化の進行に関して、具体的に住民はどのようなことが出来るのかをもう少し詰めるべき。
- ・役職の期限を延ばすことは自治体のみで判断できることではなくむしろ住民の負担が増えることが予想され、役員の負担を減らす為には前年度に役職についていた人に気軽に相談できる体制づくりを行ってはどうか。

5, 各地区検討風景および発表風景

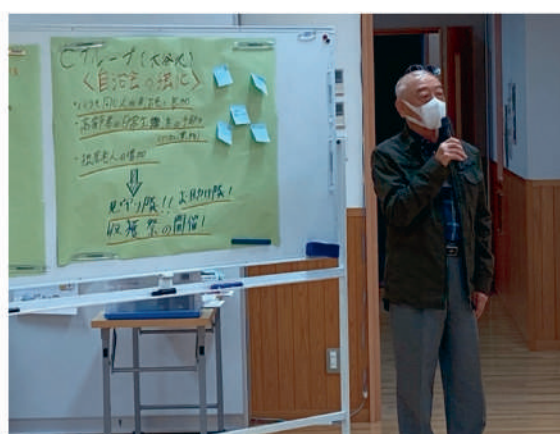
(1)西地区検討および発表風景



(2)東地区検討および発表風景



(3)簗岳地区検討および発表風景



第3次地域福祉活動計画の策定に向けたアンケート (結果概要)

「おらほの支えあいマップ `わくや、」(以下、「支えあいマップ」という。)の更新と併せて、涌谷町 39 行政区(協力:行政区長、民生委員児童委員、自治会長、地域福祉会長、自主防災組織代表者)を対象に質問紙によるアンケートを実施。行政区としてまとめた回答とした。

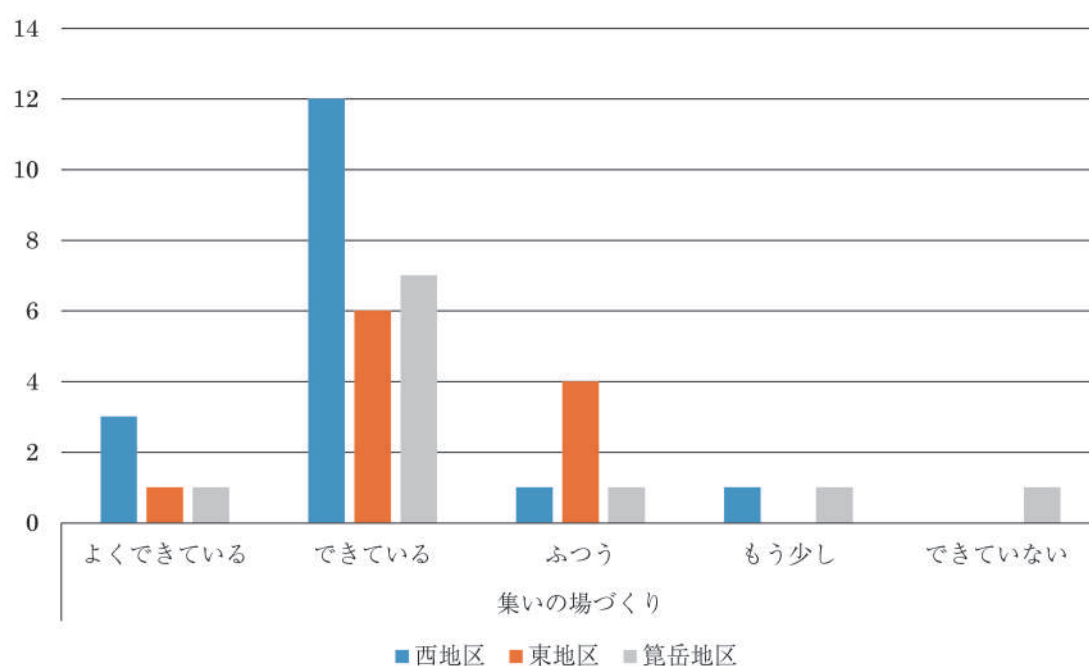
質問1 お住まいの地域(行政区)のおすすめの福祉活動や行事などを教えてください。また、その福祉活動等の良いところと理由を教えてください。
※各行政区の回答から一部抜粋して掲載しています。

- ・お茶っこ飲み会
- ・環境美化活動(花植え、除草作業)
- ・季節の行事(クリスマス、花見など)
- ・敬老行事
- ・見守り活動
- ・お祭り
- ・お弁当の宅配
- ・世代間交流

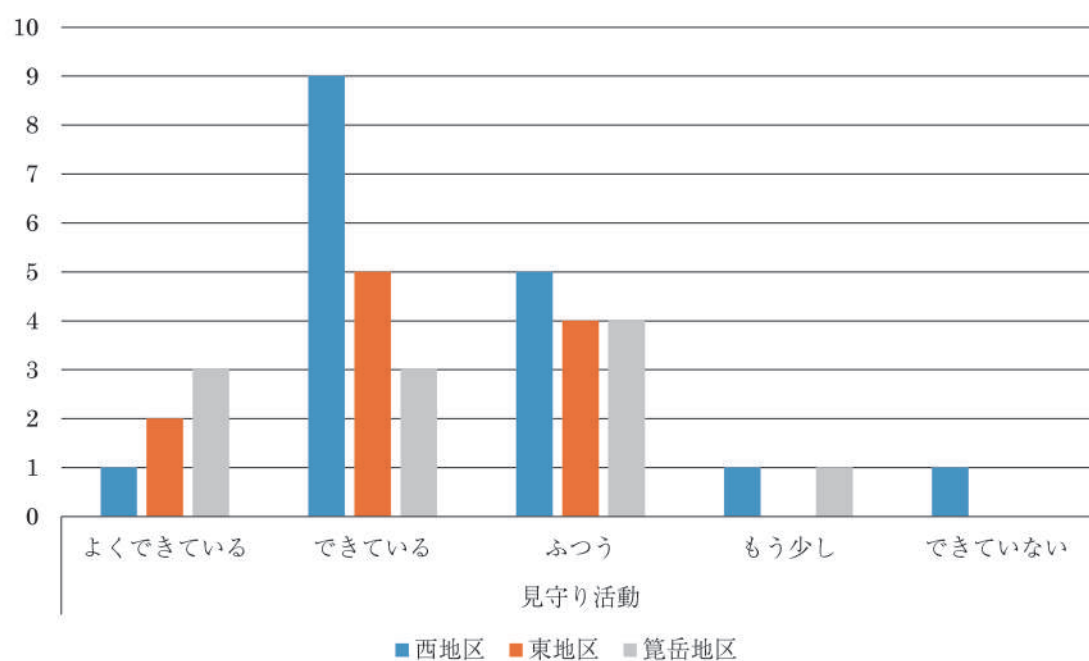
質問2 お住まいの地域(行政区)での地域活動の状況について教えてください。

〔5段階評価 できていない・もう少し・ふつう・できている・よくできている〕

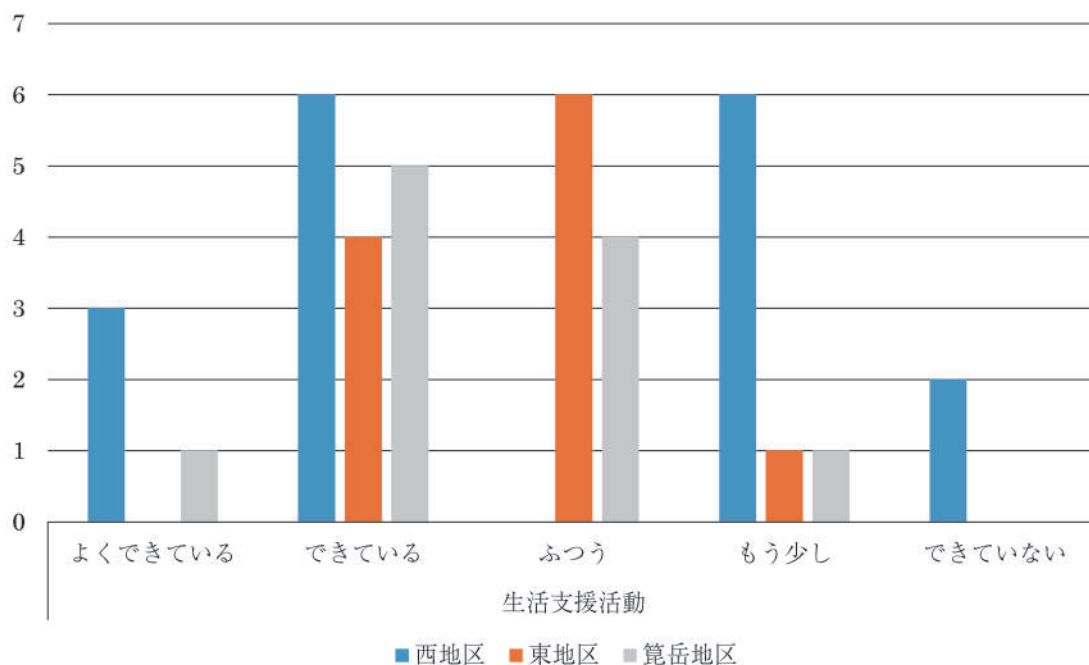
【集いの場づくり(サロン、お茶っこ飲み、運動広場など)について】



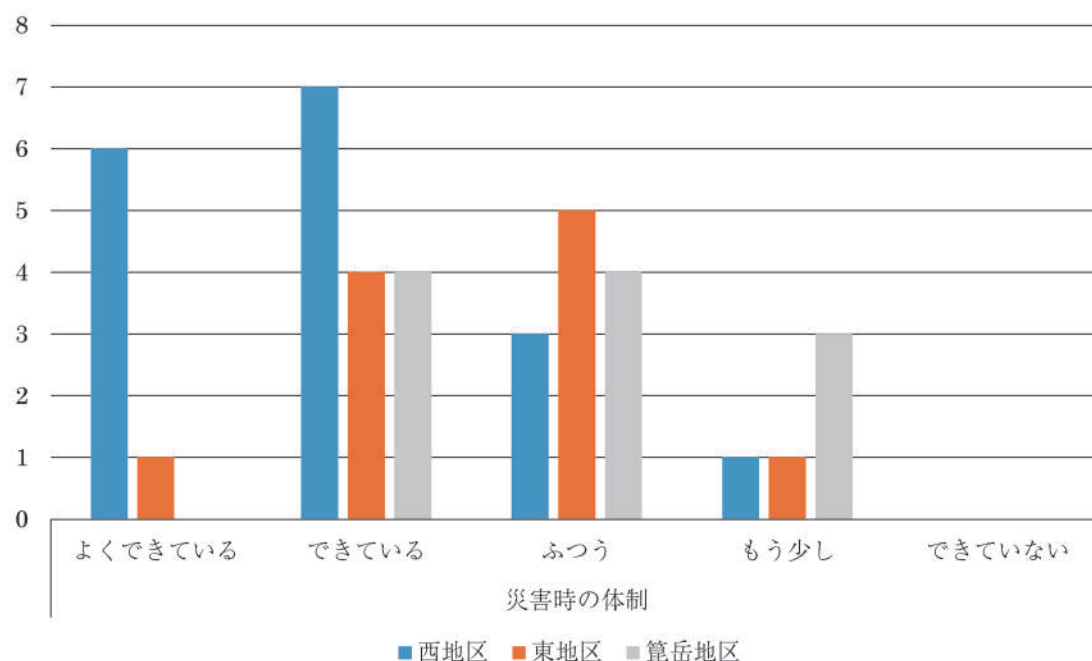
【見守り活動(高齢・障がい・子どもなど)について】



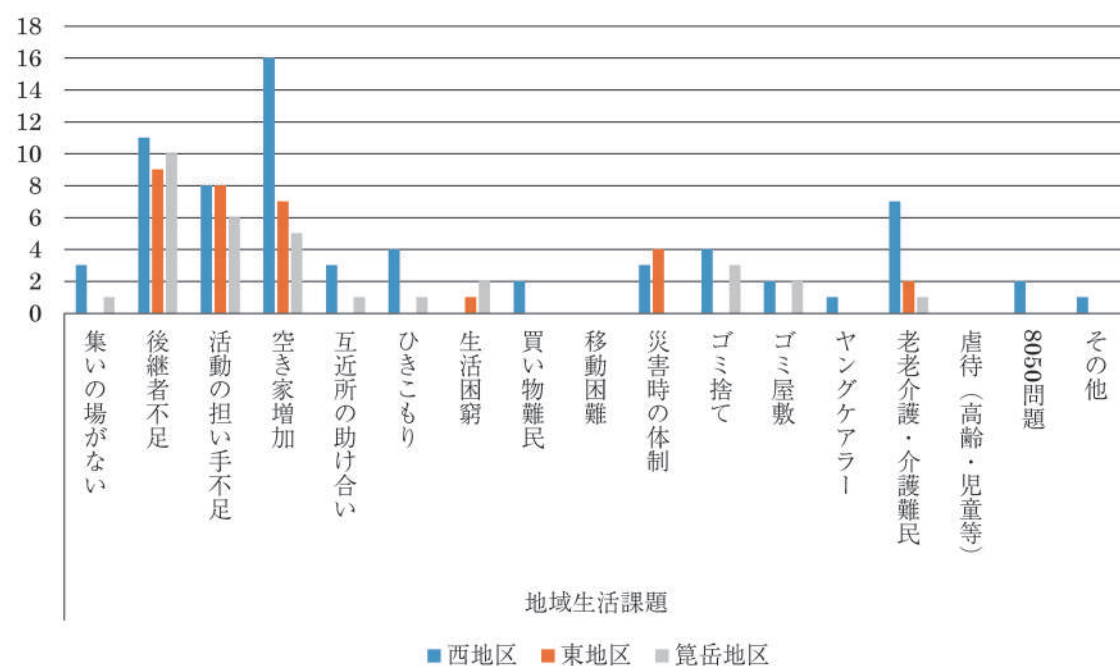
【生活支援活動(ゴミ捨て、雪かき、電球交換など「ちょっとした生活の手伝い」)について】



【災害時の体制づくりについて】

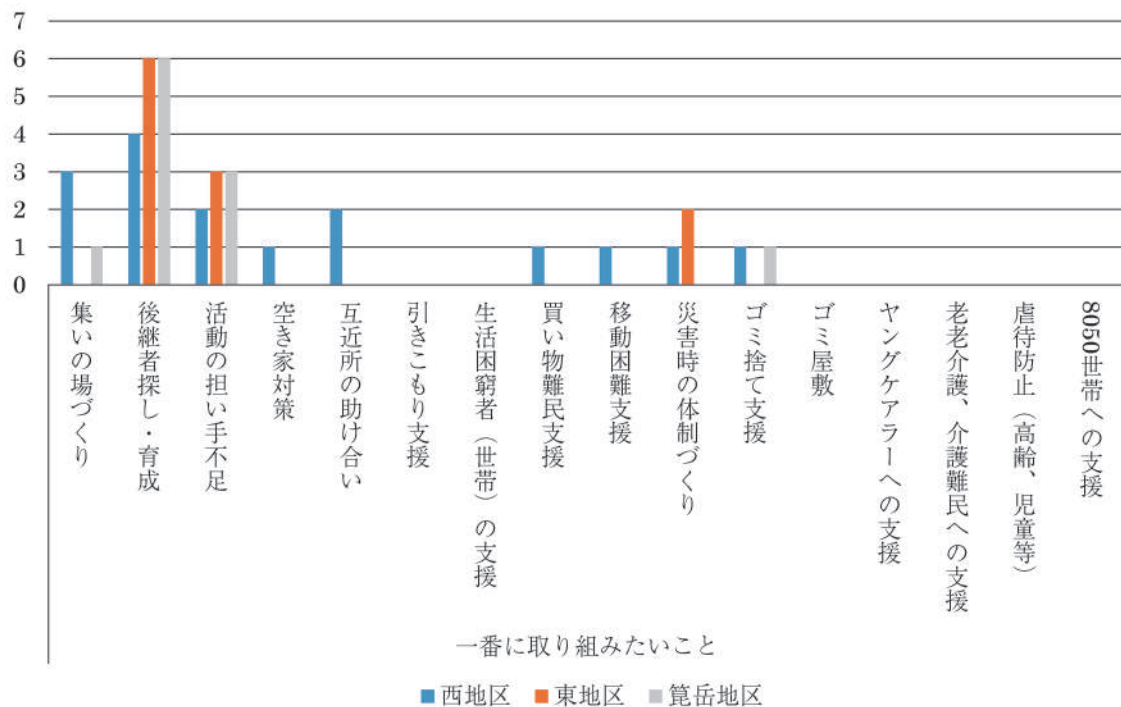


質問3 次の中からお住まいの地域（行政区）で地域課題・生活課題となっているものがあれば教えてください。複数回答可。



質問4 次の中からお住まいの地域（行政区）で今後取り組みたいことを2つ選んでください。

〔一番に取り組みたいもの：◎印、二番目に取り組みたいもの：○印〕



※詳細は、第3章 活動方針と取り組み（2 各行政区の取り組み）参照。

質問5 これからの地域福祉活動の推進に期待することや地域生活課題等の状況・支援方策などについて、ご意見等ありましたらご記入ください。

※各行政区の回答から一部抜粋して掲載しています。

- ・地域での懇談会を開催してほしい。
- ・地域のみんなで助け合っていきたいが、その活動の担い手がいらない。確保できないことが悩みである。
- ・関係情報・資料等を介し、連携して行きたい！
- ・高齢化が進み、地域福祉活動には一層の期待があります。横のつながりを強化し、共有していきたい。
- ・相談の窓口をお願いしたい。
- ・地域（行政区）単位での活動も重要だが、共助よりも公助を見直してほしい。地域住民がほとんど高齢者のため。

社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会(第3次)設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が地域住民や各種団体等が取り組むべき地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、本会会長の諮問に応え、活動計画を専門的見地から調査・検討を行ない、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

(1)地域福祉活動実践者

(2)学識経験者

(3)保健福祉機関等担当者

(4)宮城県社会福祉協議会担当者

(5)前各号に掲げるもののほか、本会の経営及び地域福祉事業に関心があり、会長が委嘱することが必要と認めた者

2 この策定委員会に委員長1名及び、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

(任期)

第4条 策定委員会の設置期間は、委嘱の日から策定終了日までとする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、涌谷町社会福祉協議会地域福祉課地域支援係において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会(第3次)委員名簿

No	氏 名	所属・役職	要綱第3条関係	備 考
1	小野 秀一	涌谷町行政区長会 会長	(1)	副委員長
2	高橋 玲子	涌谷町民生委員児童委員協議会 地域福祉部会 部会長	(1)	
3	久道 章夫	涌谷町ボランティアの会 監事	(1)	
4	黒澤 のぶ子	涌谷町老人クラブ連合会 理事	(1)	
5	瀧川 澄江	涌谷町地域婦人会 会長	(1)	
6	佐々木 富貴代	涌谷町健康推進員協議会 会長	(1)	
7	安住 功二	遠田商工会 商業部会 副部会長	(1)	
8	佐藤 さやか	わくや de あそ部 副代表	(1)	
9	川崎 健造	涌谷町社会福祉協議会 地域福祉会長【西地区・八雲区】	(1)	(社協評議員)
10	三塚 尚登	涌谷町社会福祉協議会 地域福祉会長【東地区・上郡2区】	(1)	(社協評議員)
11	加藤 澄子	涌谷町社会福祉協議会 地域福祉会長【笹岳地区・吉住区】	(1)	(社協評議員)
12	都築 光一	東北福祉大学 総合福祉学部 福祉行政学科 教授	(2)	委員長 (社協理事)
13	寒河江 航	社会福祉法人共生の森 結の郷わくや 所長	(2)	
14	木村 智香子	涌谷町福祉課 課長	(3)	(社協理事)
15	及川 一之	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 震災復興・地域福祉部次長	(4)	

社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
地域福祉活動計画職員検討部会(第3次)設置要項

1 設置目的

この要項は、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するに当たり、多様な視点による具体的検討を図るため、職員検討部会(以下、「検討部会」という。)を設置し、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(第3次)が円滑かつ適切に進行されるよう努める

2 部会構成

- (1)検討部会は、涌谷町社会福祉協議会職員7名以内及び本会の地域福祉事業に関する見識と関心があり、会長が委嘱することが必要と認めた者で構成し、本会会長が委嘱する。
- (2)検討部会に部会長1名及び、副部会長1名、アドバイザー1名を置く。部会長及び副部会長は部会員の互選によって選出する。

3 設置期間

検討部会の設置期間は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。但し、第3次地域福祉活動計画が令和4年3月31日より以前に策定された場合は策定された日までとする。

4 検討事項・報告

検討部会は、活動計画策定に関し多様な視点による具体的検討を通して、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(第3次)へその成果を報告するものとする。

5 会議

- (1)検討部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。
- (2)部会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- (3)副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4)部会長が必要と認めるときは、部会長に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5)アドバイザーは、専門的な見識をもって部会の運営に対し助言等を行うことができるものとする。

6 庶務

検討部会の庶務は、事業担当者において処理する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
地域福祉活動計画職員検討部会(第3次)名簿

No.	氏 名	所属・役職	備 考
1	川村三津子	地域福祉課 地域支援係 主任	(副担当)
2	高橋里花	地域福祉課 地域支援係 社会福祉士	(副担当)
3	山田美里	総務企画課 総務企画係 社会福祉士	(副担当)
4	佐藤真一	施設介護課 特別養護老人ホームゆうらいふ 統括主任	※施設介護課長推薦
5	上野裕也	在宅介護課 ゆうらいふデイサービス 管理者	※在宅介護課長推薦 副委員長
6	高橋由典	事務局長	アドバイザー
7	稲川雄久	地域福祉課 地域支援係 係長	庶務(正担当) 委員長

学びあおう

支えあおう

通じあおう



第 3 次涌谷町地域福祉活動計画

(令和 4 年度～令和 8 年度)

令和 4 年(2022 年)3 月

発行 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
〒987-0121 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192
(涌谷町高齢者福祉複合施設ゆうらいふ)
TEL:0229-43-6661 FAX:0229-43-6670